

遊漁船業の適正化に関する法律施行規則の一部改正について

1 背景

- (1) 第154回国会において、遊漁船の利用者（以下単に「利用者」という。）の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保を図るため、遊漁船業を都道府県知事への届出制から登録制へ移行するとともに、遊漁船業者に対して、業務規程の届出、遊漁船業務主任者の選任等を新たに義務付けることを内容とする「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第76号。以下「改正法」という。）」が成立し、改正法による改正後の遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）が平成15年4月1日から施行されました。
- (2) 同法については、附則第5条に「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、法第二章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、平成20年4月1日に法施行から5年を経過したことから、遊漁船業者、漁業者、行政等の代表で構成される「遊漁船業の適正化に関する法律の見直し検討会（全3回）」において、同条の規定による検討が行われました。
- (3) 今般、当該検討会が取りまとめた「遊漁船業に係る制度及び関連施策の今後の方向について」を踏まえ、同法の運用の改善を図るため、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第37号。以下「規則」という。）を次のとおり改正しました。

2 改正の概要

- (1) 水産動植物を採捕させる方法の表現の見直し
水産動植物を採捕させる方法として規則第1条第5項に規定する「歩行徒手採捕」について、表現を「徒手採捕」に改めました。
- (2) 登録申請書及び登録簿の様式の変更
規則第3条に規定する登録申請書の様式（別記様式第1号）及び規則第5条に規定する登録簿の様式（別記様式第4号）に、磯等（磯、いかだ等）渡しの業務の有無を記入する欄を追加しました。
- (3) 遊漁船業務主任者の選任の基準の改正
 - ① 規則第10条第1項第3号に規定する遊漁船業務主任者養成講習の有効期間について、その起算日を講習修了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年の1月1日に

改めました。

- ② 規則第10条（遊漁船業務主任者選定基準）第2項に、遊漁船業務主任者になることができない要件を追加しました。

（4）利用者名簿の記載事項

規則第12条第2項に規定する利用者名簿への記載事項について、遊漁船の利用の開始時刻及び終了予定の時刻及び緊急時の連絡先を追加しました。

（5）標識の様式の変更

規則第14条に規定する標識の様式（別記様式第7号）について、保険期間を記載する欄を追加しました。また、大きさの規定に「遊漁船に掲げる場合にあっては、縦27センチメートル以上、横16センチメートル以上」を追加しました。

3 施行期日

平成21年4月1日に公布、施行となりました。